

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
附 則 第18条 平成15年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。	附 則 第18条 平成15年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和3年度分の都市計画税の税率は、この条例による改正後の附則第18条中「100分の0.24」とあるのは、「100分の0.12」とする。

(提案理由説明)

本案は、現在実施している都市計画税の税率の軽減措置を延長すること、及び現下の経済状況を勘案し令和3年度に限り特例措置を付し、納税者の税負担の軽減を図るものである。